

## 平成 29 年度 第 2 回佐賀労働局公共調達監視委員会の審議概要

「公共調達監視委員会審議対象一覧」及び「審査調書」をもとに、事案ごとに事務局から概要を説明し、その後委員から意見や質問等を受け審議を行った。

委員からの意見及び質問については、次のとおりである。

### 【審査調書 整理番号 7 (随契)】

「実践型地域雇用創造事業委託」

(委員) 地域雇用創造協議会とはどのような団体か。

(担当) 市町村や地域の経済団体、企業等がこの事業を実施するために立ち上げた団体である。

(委員) 平成 29 年 7 月 3 日から事業開始 (契約締結) となったのは何故か。

(担当) 企画書の募集を平成 29 年 2 月末から 3 月下旬にかけて行い、事業開始を平成 29 年 7 月 3 日とした。

(委員) 1 団体のみ応募と、希望者が少ないように感じる。

(担当) 問い合わせは多いが、目標を達成しなければ事業中止となるリスクがあること等から、なかなか応募に至らない。

(委員) 佐賀県内で対象となる市町はどこか。また、対象市町は本事業を承知しているか。

(担当) 鳥栖市を除くすべての市町が対象となる。また、各市町には、事業内容の周知等を実施している。

(委員) 本事業の委託は、佐賀県では今回が初めてなのか。

(担当) そのとおりである。

(委員) 事業の実績を評価する指標はどのようなものか。

(担当) 事業実施により生じうる雇用創造効果について、具体的な数値目標 (例えば、就職面接会に何人参加し、そのうち何人の雇用が決定した等のアウトプット・アウトカム目標) を設定することとしている。なお、目標が達成できない場合、事業の中止等もあり得る。

(委員) 中止の判断はどのようにして行うのか。

(担当) 実績等を踏まえ、本省 (厚生労働省) と協議を行い判断する。

(委員) 厚生労働省での企画書審査において、見積金額の妥当性は検討されているか。

(担当) 内容の確認は行われているものと認識している。

【審査調書 整理番号1（入札）】

「佐賀労働局・佐賀労働基準監督署空調設備改修工事」

（委員）労働局・監督署が入居している合同庁舎はどここの所有になるか。

（担当）財務省の所管となる。なお、入居官署で必要な空調設備や備品は各官署で所有・管理している。

（委員）予定価格策定にあたり、2社から参考見積を徴しているが、当該2社を選定した理由は。

（担当）合同庁舎の空調管理業務受託、合同庁舎入居官庁の設備工事等の実績がある等、合同庁舎の構造・設備等を熟知していることから選定した。

（委員）参考見積を徴した業者が落札しているが、入札額は参考見積額の約3分の1となっている。この金額で仕様を満たしているのか。

（担当）満たしていることを確認できたので落札者とした。

（委員）競争参加有資格者で、合同庁舎の構造・設備等に詳しいと思われる業者はどの程度いるか。

（担当）3～4社と思われる。

（委員）そのなかでも、参考見積を徴した2社が構造・設備等により詳しいということか。

（担当）そのように認識している。

（委員）参考見積の依頼にあたり、入札案件に係る予定価格作成の資料とする旨伝えるのか。

（担当）入札案件であることは当然伝えずに依頼する。

【審査調書 整理番号2（入札）】

「平成29年度第3回備品・消耗品の購入並びに複写機2台の交換購入及び保守業務委託」

（委員）複写機はどここのメーカーでも問題ないか。

（担当）仕様を満たすものであればよい。

（委員）予定価格の策定は、実績による場合と市場価格調査や参考見積徴取結果をもとに行う場合があるが、基準等を設けているか。

（担当）近年の取引実例があれば実績を参考に策定、実例がない場合等は参考見積の徴取等市場価格を確認したうえで策定している。

（委員）複写機の保守業務は年間契約となるか。

（担当）そのとおりである。

（委員）応札者の顔ぶれは毎回同じように感じるが。

（担当）当局としては幅広く参加を募っている。

【審査調書 整理番号 3 (入札)】

「平成 29 年度庁舎建築物および建築設備に係る点検調査業務委託」

(委員) 予定価格と契約金額が大きく乖離しているが何故か。

(担当) 今回の落札者は、一昨年度及び昨年度の同案件の契約相手方であり、対象施設等の状況を把握していることが、その要因として考えられる。

(委員) 対象施設のうち所要額が比較的大きなところがあるが何故か。

(担当) 「建築設備点検」(1 年点検) のみの実施施設と、同点検に加え「建築物の敷地および構造点検」(3 年点検) を実施する施設があるので所要額が異なる。

【審査調書 整理番号 4 (入札)】

「平成 29 年度第 4 回備品・消耗品の購入」

(委員) 印刷機の予定価格策定にあたり、特定の機種のみを参考としたのは何故か。

(担当) 仕様を満たす 2 つの機種を参考品として選定のうえ、両機種に係る参考見積を複数業者から徴し、見積額が最も安価な機種を予定価格策定の参考としたことによる。

【審査調書 整理番号 5 (入札)】

「自動体外式除細動器 (A E D) の調達」

(委員) 既存機器は下取りとならないのか。

(担当) 下取り対象物品ではない。

(委員) 予定価格は 2 社から徴した参考見積等により策定されているが、今回の入札に参加した 2 社と同じか。

(担当) 仕様を満たす機器を納入可能とした当該 2 社へ参考見積を依頼した。

(委員) 今後も耐用年数を経過する時点で更新することになるか。

(担当) 救急対応を適切に行うため、耐用年数を考慮し更新することになる。

(委員) その際も今回と同じ機器を指定することになるか。

(担当) 経費面を考慮し判断することになる。

(委員) 経費面だけでなく、機能面も考慮すべきではないか。

(担当) 救急対応をより適切・効果的に行えるよう配慮したい。

【審査調書 整理番号 6 (入札)】

「平成 29 年度第 3 回佐賀労働局官用車 (小型乗用車 1 台) の交換購入」

(委員) 官用車の用途は。

(担当) 当局が所掌する業務全般 (労働保険徴収、事業所訪問、等々) で使用している。

(委員) 車種が限定されているのか。

(担当) 予算の制約により、排気量や自動車重量税等が限定的となり、その結果、仕様を満たす車種が限定される。